

3年次以降に派遣留学を開始する計画の学生は、この文書を指導教員に必ず渡してください。

令和7年5月

派遣留学の応募を計画している学部学生の指導教員 各位  
〔3年次以降に派遣留学を開始する学生対象〕

学 務 課  
国 際 課

### 指導学生が派遣留学を希望する場合における「卒業研究」履修方法の指導について

平素より本学の教育活動にご尽力を賜り感謝申し上げます。

派遣する学生は、交流協定校での学修に専念する必要があるため、派遣留学期間中における本学授業科目の履修は認められておりませんが、この度、ポストコロナ時代に活躍するグローバル人材の養成に資するため、派遣留学する学生の卒業研究については、これまでの履修方法に加えて、一定の条件を満たす場合に限り新たな履修方法を認めることになりました。

新たな履修方法では、派遣留学期間中における卒業研究の履修と、秋学期から翌年度の春学期まで継続した卒業研究の履修が、一定の条件を満たす場合に限り可能になりました。（別紙「派遣留学する学生の卒業研究の履修方法に関する申合せ」をご参照ください。）

派遣留学の実施と卒業研究の履修を円滑に進めるためには、当該学生自身による制度の理解と必要手続を完了させることは当然のことですが、学務課・国際課・指導教員及びご所属教室の連携による当該学生への支援も欠かせません。

ついては、別添の学生向けの説明用資料「派遣留学する学生の「卒業研究」履修方法について（重要）」をご確認いただき、同資料に記載した①から⑤までのどの履修方法により卒業研究を履修していくのか、卒業までの履修計画を立てたうえで、派遣留学への応募時に学生から国際課に提出する「履修計画書」を作成するようご指導をお願いいたします。

卒業研究を履修する年度は「卒業を希望している年度と同一であり、かつ、実際に卒業可能な在学状況である」必要があります。そのため、指導学生に対しては「単位修得状況」「今後の授業の履修計画」「休学歴の有無（卒業に必要な在学年数を満たす必要あり）」などについて、丁寧に確認をするようご指導ください。

学生が国際戦略推進本部による派遣留学選考に合格した場合、同資料に記載している③・④・⑤の方法による卒業研究の履修を希望している学生には、各履修方法の申請に必要な書類（特例履修申請書）を学務課から配付します。この申請書類には、学生自身が指導教員からサインを頂く欄がありますので、指導学生から依頼がありましたらご対応くださいますようお願いいたします。

また、④の方法による履修を希望する場合は、別途、指導教員にご作成いただく簡易な書類（卒業研究の学修時間について）を学務課から学生に配付します。指導学生からご作成の依頼がございましたら、お手数ですがご対応くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、本学の教育活動にご尽力を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

〔本件担当〕  
卒業研究の履修について  
学務課（内線：7173）  
派遣留学の応募・選考について  
国際課 短期留学係（内線：7728）

## 派遣留学する学生の卒業研究の履修方法に関する申合せ

令和7年3月14日  
教務委員会承認

第1条 この申合せは、本学の学生に対し、ポストコロナ時代に活躍するグローバル人材の養成に資するため、派遣留学する学生が一定の条件を満たした場合に限り、特例による卒業研究の履修方法を認めることに關し、必要な事項について定めるものとする。

第2条 東京学芸大学学部学生交流規程（平成7年規程第12号）に基づき外国の大学等に派遣留学する学生（以下「派遣学生」という）は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に限り、派遣留学の期間内において卒業研究を履修することができるものとする。

- (1) 当該学生が派遣留学の期間内における卒業研究の履修を希望していること。
- (2) 当該学生の履修計画において、卒業研究を履修する年度と卒業を希望している年度が同一であり、かつ、当該学生が実際に卒業可能な在学状況であること。
- (3) 指導教員が責任を持って指導することにより、当該学生が卒業研究の履修に必要となる学修時間の確保が可能であること。

第3条 前条第3号に定める学修時間は、派遣学生の帰国後から卒業研究の履修終了時まで確保するものとする。ただし、派遣学生が現地滞在によって得られる知見が卒業研究のテーマに合致する場合に限り、派遣留学先の学修に支障を生じさせないよう十分配慮のうえ、東京学芸大学カリキュラム実施細則（平成12年4月1日制定）第21条の2第2項の規定に沿った形式に基づき、現地において帰国までの間に卒業研究に関して指導教員から受けた指導の時間を含むことができる。

第4条 春学期に帰国した派遣学生は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に限り、秋学期から翌年度の春学期まで継続して卒業研究を履修することができる。

- (1) 当該学生が秋学期から翌年度春学期まで継続した卒業研究の履修を希望していること。
- (2) 当該学生の履修計画において、卒業研究の履修を開始する年度の翌年度9月の卒業を希望し、かつ、当該学生が実際に卒業可能な在学状況であること。
- (3) 指導教員が責任を持って指導することにより、当該学生が卒業研究の履修に必要となる学修時間の確保が可能であること。

第5条 派遣留学していたことを理由とした卒業研究の成果物（卒業論文等）の提出期限延期や発表の免除等は認めない。

第6条 この申合せに定める方法による派遣学生の卒業研究履修に関して必要となる各手続については、学務課からの指示に従い、派遣学生が行わなければならない。

第7条 この申合せにより難い事項については、教務委員会が定める。

## 附 則

この申合せは、令和7年3月14日から施行し、令和6年度以降に在学している学生から適用する。

令和7年5月

派遣留学の応募を計画している学部学生の皆さん  
〔3年次以降に派遣留学を開始する学生対象〕

学 務 課

## 派遣留学する学生の「卒業研究」履修方法について（重要）

本学は、4年次に必修の通年授業科目として「卒業研究」（通年開設授業：4単位）を全ての課程で開設しています。

派遣留学する学生は、交流協定校における学修に専念する必要があるため、派遣留学期間中における本学授業科目の履修は認められておりません。よって、派遣留学の時期や期間によっては、派遣留学から帰国した年度の翌年度に、通年授業科目である卒業研究を履修することになる場合があります。

この度、ポストコロナ時代に活躍するグローバル人材の養成に資するため、派遣留学する学生の卒業研究については、これまでの履修方法に加えて、一定の条件を満たす場合に限り新たな履修方法を認めることになりました。新たな履修方法では、派遣留学期間中における卒業研究の履修と、秋学期から翌年度の春学期まで継続した卒業研究の履修が、一定の条件を満たす場合に限り可能になりました。

ついては、以下の説明を熟読のうえ、①から⑤までのどの履修方法により卒業研究を履修していくか、指導教員と十分に相談をしていただき、自身の卒業までの履修計画を立てたうえで、「履修計画書」を作成してください。

なお、履修方法の申請や履修登録などの諸手続については、学務課からの指示に従い、自身の責任において、所定の期間内に不備の無いように完了してください。万一、諸手続の不備があった場合は、「希望していた年度での卒業ができなくなる」等の何らかの不利益が生じてしまう可能性がありますので、十分にご注意願います。

卒業研究を履修する年度は「卒業を希望している年度と同一であり、かつ、実際に卒業可能な在学状況である」必要があります。そのため、各自の「単位修得状況」「今後の授業の履修計画」「休学歴の有無（卒業に必要な在学年数を満たす必要あり）」などを丁寧に確認してください。

## 1. 従来の卒業研究履修方法について

次の①～③のいずれかの方法により卒業研究を履修します。

- ① 3年次の春学期終了後から留学して、翌年度（4年次）の春学期（4月以降）に帰国  
→ 4年次には履修不可。過年度（5年目）に履修する。4年次春学期は他の授業の履修も不可。
- ② 3年次の春学期終了後から留学して、当該年度中に（4年次になる直前の3月までに）帰国  
→ 通常どおり4年次に履修する。

|   |        | 3年秋学期 | 4年春学期 | 4年秋学期 | 5年春学期 | 5年秋学期 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 派遣留学期間 |       |       |       |       |       |
|   | 卒研履修登録 |       |       | ×     |       | 卒業    |
| ② | 派遣留学期間 |       |       |       |       |       |
|   | 卒研履修登録 |       |       | ○     | 卒業    |       |

①または②の方法で卒業研究を履修する場合は、通常どおり4月の「春学期履修登録期間」内に必ず履修登録を行ってください。

- ③ 4年次の春学期終了後から留学して、翌年度（5年目）の春学期（4月以降）に帰国  
→「分割履修」の申請を行うことで、特例として留学期間の前後での卒業研究履修が可能となる。  
この場合、指導教員は4年次春学期終了後に「中間評価」を学務課に提出する。

|   |                  | 3年秋学期 | 4年春学期 | 4年秋学期 | 5年春学期 | 5年秋学期 |
|---|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③ | 派遣留学期間<br>卒研履修登録 |       | ○     | ←→    |       | ○ 卒業  |

③の方法で卒業研究を履修する場合は、4年次4月の「春学期履修登録期間」内に必ず「分割履修」の申請手続を学務課で行ってください。ただし、履修登録は学生自身で行う必要はありません。  
(指導教員に連絡のうえ、学務課において5年目にあらためて履修登録を行います。)

## 2. 新たな卒業研究履修方法について

従来の①～③の方法に加えて、条件を全て満たす場合には次の④～⑤のいずれかの方法でも卒業研究を履修できます。

### ④派遣留学の期間内における卒業研究の履修

→「派遣留学期間内履修」の申請を行うことで、特例として、派遣留学の期間内であっても卒業研究履修が可能となる。

【④の方法は、以下の条件を全て満たす場合のみ申請が可能です。】

- (1) 当該学生が派遣留学の期間内における卒業研究の履修を希望していること。
- (2) 当該学生の履修計画において、卒業研究を履修する年度と卒業を希望している年度が同一であり、かつ、当該学生が実際に卒業可能な在学状況であること。
- (3) 指導教員が責任を持って指導することにより、当該学生が卒業研究の履修に必要な学修時間の確保が可能であること。

学修時間は、派遣学生の帰国後から卒業研究の履修終了時まで確保するものとする。ただし、派遣学生が現地滞在によって得られる知見が卒業研究のテーマに合致する場合に限り、派遣留学先の学修に支障を生じさせないよう十分配慮のうえ、東京学芸大学カリキュラム実施細則第21条の2第2項の規定に沿った形式に基づき、現地において帰国までの間に卒業研究に関して指導教員から受けた指導の時間を含むことができる。

以下、履修方法の一例（イメージ）

|   |                  | 3年秋学期 | 4年春学期 | 4年秋学期 |
|---|------------------|-------|-------|-------|
| ④ | 派遣留学期間<br>卒研履修登録 |       | ○     | 卒業    |

(4年次春学期終了後から派遣留学する場合で、③の「分割履修」を希望しない場合)

|   |                  | 3年秋学期 | 4年春学期 | 4年秋学期 | 5年春学期 | 5年秋学期 |
|---|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ④ | 派遣留学期間<br>卒研履修登録 |       | ×     | ←→    | ○     | 卒業    |

④の方法で卒業研究を履修する場合は、留学出発前に必ず「派遣留学期間内履修」の申請手続を学務課で行ってください。ただし、履修登録は学生自身で行う必要はありません。

(指導教員に連絡のうえ、学務課において4年次ないし5年目に履修登録を行います。)

なお、いったん「派遣留学期間内履修」の申請が認められた学生は、派遣留学しない学生との公平性の観点から、「派遣留学期間内履修」の開始予定である4月の「春学期履修登録期間」の終了後は、⑤(「秋春履修」(後記参照))への変更はできません。

- ⑤春学期に派遣留学から帰国し、同年度秋学期から翌年度春学期まで継続して卒業研究を履修  
→「秋春履修」の申請を行うことで、特例として春学期に帰国した同年度の秋学期から翌年度春学期にかけての卒業研究履修が可能となる。

【⑤の方法は、以下の条件を全て満たす場合のみ申請が可能です。】

- (1) 当該学生が秋学期から翌年度春学期まで継続した卒業研究の履修を希望していること。
- (2) 当該学生の履修計画において、卒業研究の履修を開始する年度の翌年度9月の卒業を希望し、かつ、当該学生が実際に卒業可能な在学状況であること。
- (3) 指導教員が責任を持って指導することにより、当該学生が卒業研究の履修に必要な学修時間の確保が可能であること。

以下、履修方法の一例（イメージ）

|   |                  | 3年秋学期 | 4年春学期 | 4年秋学期 | 5年春学期 |
|---|------------------|-------|-------|-------|-------|
| ⑤ | 派遣留学期間<br>卒研履修登録 | ←→    |       | ○卒業申請 | 卒業    |

（5年目の春学期に派遣留学から帰国する場合は、5年目秋学期から6年目春学期にかけての履修となる。）

|   |                  | 4年秋学期 | 5年春学期 | 5年秋学期 | 6年春学期 |
|---|------------------|-------|-------|-------|-------|
| ⑤ | 派遣留学期間<br>卒研履修登録 | ←→    |       | ○卒業申請 | 卒業    |

⑤の方法で卒業研究を履修する場合は、帰国後の10月の「秋学期履修登録期間」内に必ず「秋春履修」の申請手続を学務課で行ってください。ただし、履修登録は学生自身で行う必要はありません。（指導教員に連絡のうえ、学務課において履修登録を行います。）そのうえで、帰国した翌年度の春学期になったら、直ちに「**9月卒業申請**」の手続を学務課で行ってください。

なお、いったん「秋春履修」の申請が認められた学生は、派遣留学しない学生との公平性の観点から、「秋春履修」の開始予定である10月の「秋学期履修登録期間」の終了後は、通常の履修方法への変更（「秋春履修」の取り下げ）はできません。

### 3. 派遣留学中に履修方法の変更を希望する場合

当初は①を予定していたが、派遣留学中に④への変更を希望する場合

→帰国する学期における4月の「春学期履修登録期間」内に必ず「派遣留学期間内履修」への変更申請手続を学務課に対して行ってください（学芸ポータル・メール等により手続）。

既に④の申請を行っていたが、派遣留学中に①への変更を希望する場合

→帰国する学期における4月の「春学期履修登録期間」内に必ず「派遣留学期間内履修」申請の取り下げ手続を学務課に対して行ってください（学芸ポータル・メール等により手続）。

※ 履修登録を遡って変更することはできないため、上記以外の変更パターンは存在しません。

### 4. 申請書類（③・④・⑤の方法のみ）

国際戦略推進本部による派遣留学選考に合格した方のうち、③・④・⑤の方法による卒業研究の履修を希望する学生には、申請に必要な書類（特例履修申請書）を学務課から配付します。〔この申請書類には、学生自身が指導教員からサインを頂く欄があります。〕

また、④の方法による履修を希望する場合は、別途、指導教員に作成していただく書類（卒業研究の学修時間について）を配付します。

配付方法等に関しては各合格者に学芸ポータルで連絡します。

# 5. 必要手続一覧

| 履修方法 | 特例による履修申請手続                                         | 提出が必要となる書類                           | 卒業研究の履修登録                                  |
|------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|
| ①    | 不要                                                  | 無し                                   | 通常どおり必要<br>5年目4月の春学期履修登録期間内に履修登録を行うこと      |
| ②    |                                                     |                                      | 通常どおり必要<br>4年次4月の春学期履修登録期間内に履修登録を行うこと      |
| ③    | 必要（分割履修）<br>4年次4月の春学期履修登録期間内に「分割履修」の申請手続を学務課で行う     | ・ 特例履修申請書                            | 学生は履修登録不要<br>4年次・5年目ともに学務課が履修登録（及び一時削除）を行う |
| ④    | 必要（派遣留学期間内履修）<br>留学出発前に「派遣留学期間内履修」の申請手続を学務課で行う      | ・ 特例履修申請書<br>・ 卒業研究の学修時間について（指導教員作成） | 学生は履修登録不要<br>4年次ないし5年目に学務課が履修登録を行う         |
| ⑤    | 必要（秋春履修）<br>帰国後の10月の「秋学期履修登録期間」内に「秋春履修」の申請手続を学務課で行う | ・ 特例履修申請書<br>・ （翌年4月に提出）9月卒業申出書      | 学生は履修登録不要<br>4年次・5年目ともに学務課が履修登録（及び一時削除）を行う |

〔参考〕提出書類の様式（配付方法等に関しては各合格者に学芸ポータルで連絡します。）

特例履修申請書  
(③・④・⑤の方法による履修希望者のみ)

卒業研究の学修時間について（指導教員作成）  
(④の方法による履修希望者のみ)

年 月 日

副学長（学部教育担当） 殿

学生番号 \_\_\_\_\_

課 程 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

専 攻 \_\_\_\_\_

コース \_\_\_\_\_

派遣先大学 \_\_\_\_\_

派遣期間 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

特例履修申請書（卒業研究）

私は、「派遣留学する学生の「卒業研究」履修方法について（重要）」に記載された内容を十分に確認のうえ理解しており、特例による卒業研究の履修について指導教員と相談をした結果、下記の方法で卒業研究を履修することについて承諾しました。

ついでには、下記のとおり申請しますので、よろしくご対応いたします。

記

希望する特例の方法（いずれかに○）  
○囲い番号は「派遣留学する学生の「卒業研究」履修方法について（重要）」の説明に記載しているものと同一です。  
①または②の方法で卒業研究を履修する場合は、この申請は不要です。

③ 分割履修

④ 派遣留学期間内履修

⑤ 秋春履修

〔指導教員記入欄〕  
上記の指導学生が本申請を行うことを承諾しています。また、上記の指導学生を卒業研究の履修に必要な学修時間を確保するよう責任を持って指導いたします。

指導教員氏名 \_\_\_\_\_

〔学務課使用欄〕

申請受付日： 年 月 日

結果発表日： 年 月 日

卒業研究履修登録（③・⑤の場合のみ）

年 月 日 登録・一時削除

年 月 日 登録・一時削除

年 月 日 登録・一時削除

年 月 日

副学長（学部教育担当） 殿

指導教員氏名 \_\_\_\_\_

卒業研究の学修時間について  
(指導学生が「④ 派遣留学期間内履修」を行う場合のみご提出ください)

指導学生が卒業研究の「④ 派遣留学期間内履修」を希望しており、指導教員としても承諾しています。当該学生の1年間の卒業研究学修時間については、下記のとおり確保する予定です。

記

(指導学生)

学 生 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

派遣先大学 \_\_\_\_\_

派遣期間 \_\_\_\_\_

卒業研究は4単位となりますので、学生自身による学修を含めた180時間についての計画を記入してください。(大学設置基準では1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。)  
また、派遣学生が現地滞在によって得られる授業が卒業研究のテーマに合致する場合に限り、派遣留学期間の学修に支障を生じさせないよう十分配慮のうえ、オンライン(Teams等)により現地において帰国までの間に卒業研究に関して指導教員から受けた指導の時間を含むことができます。

| 時期      | 学修時間数<br>(授業外学修を含む) | 主な指導方法等                  |
|---------|---------------------|--------------------------|
| 記入例     |                     |                          |
| 4月～5月   | 30時間                | (現地滞在中) Teamsによるオンライン指導  |
| 6月～7月   | 50時間                | 対面指導・学生自身による学修・中間発表      |
| 8月～9月   | 10時間                | 対面指導・学生自身による学修           |
| 10月～2月  | 90時間                | 対面指導・学生自身による学修・最終発表・卒論提出 |
| 計180時間  |                     |                          |
| (以下記入欄) |                     |                          |
|         |                     |                          |
|         |                     |                          |
|         |                     |                          |